

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第39号

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成17年総社市規則第161号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改正後	改正前
<p>(委員長) 第3条 略 <u>2 委員長の任期は、1年とする。ただし、委員長に欠員を生じた場合における補欠の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 委員長は、これを再任することができる。</u></p> <p>(委員会の会議及び議事等) 第9条 略 <u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員長は、当該会議に係る前条第1項の意見の提出のための期間を十分に確保するとともに、消防職員全員に対し、あらかじめ、当該期間並びに会議の日時及び場所を周知するものとする。</u> <u>3 前項の場合において、委員長は、委員に対し、会議を開く日の2週間前</u></p>	<p>(委員長) 第3条 略</p> <p>(委員会の会議及び議事等) 第9条 略</p> <p><u>2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、</u></p>

改正後	改正前
<p>までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱い（<u>審議対象としない場合にあつては、その理由を含む。</u>）をそれぞれ通知するものとする。</p> <p><u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略</p> <p>（委員会の審議の結果等の周知） 第11条 略 （運営上の留意事項） <u>第12条</u> 消防長及び委員長は、委員会が消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に消防職員の意見を反映しやすくすることにより、<u>消防職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資することを旨としていることに鑑み、消防職員が意見を提出しやすい環境づくり並びに委員会の公正性及び透明性の確保に努めなければならない。</u></p> <p>（庶務） <u>第13条</u> 略 （その他） <u>第14条</u> 略</p> <p><u>別記様式（第8条関係）</u> （別紙のとおり）</p>	<p>会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。</p> <p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p> <p>（委員会の審議の結果等の周知） 第11条 略</p> <p>（庶務） <u>第12条</u> 略 （その他） <u>第13条</u> 略</p> <p><u>別記様式（第8条関係）</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	
（意見取りまとめ者を經由する場合）意見取りまとめ者から委員会の庶務を担当する部課への 提出において希望する提出者の職氏名の取扱い <p style="text-align: center;">記名 ・ 匿名</p>		

総社市消防本部消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備，機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

※1 欄は意見取りまとめ者が記入し，※2 欄は空欄とすること。
 必要な資料があれば添付すること。